

## 議案第百十四号

### 宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件

宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例（平成二十四年条例第五十号）の一部を次のように改める。

令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

第三条第一号中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 「説明」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(事業)

第三条

一 法第五条第十四項に規定する就労継続  
支援の実施に関すること。

(事業)

第三条

一 法第五条第十五項に規定する就労継続  
支援の実施に関すること。

## 議案第 1 2 3 号

### 宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定 の件

下記のとおり宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

#### 記

#### 1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所	宇部市大字沖宇部字中論瀬 2 3 3 番地 1

#### 2 指定管理者の候補者

宇部市大小路二丁目 2 番 1 7 号

株式会社ウイズ

代表取締役 隅 田 昭 人

#### 3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで



## 宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所指定管理者の候補者の選定結果について

指定管理者の指定期間の満了に伴い、宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所の指定管理者の候補者を選定しましたので、お知らせします。

## 1 施設の名称及び位置

- (1) 名称 宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所
- (2) 位置 宇部市大字沖宇部字中論瀬 2 3 3 番地 1

## 2 指定管理候補者

- (1) 団体名 株式会社ウイズ
- (2) 代表者名 代表取締役 隅田 昭人
- (3) 事業所所在地 宇部市大小路二丁目 2 番 1 7 号

## 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

## 4 選定理由

宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所の指定管理者の候補者の選定に当たり 1 団体からの応募があり、令和 7 年 1 0 月 3 0 日に開催した宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価し、選定しました。その結果を踏まえ、市では、次の理由により上記団体を候補者に決定しました。

当団体は、利用者の就労支援だけでなく、生活相談や家族の介護相談等にも対応した施設運営の基本方針を定めており、募集要項及び業務仕様書に基づき適切な事業計画が策定されている。相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターとの連携が見込まれ、福祉の専門知識や施設管理・運営のノウハウが合わさり、施設の運営能力と適格性は高く評価される。

また、収支についても、適正に管理され、施設の管理運営体制の安定的な維持・継続が可能なものであると考えられ、全体的な評価として、宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所における指定管理者の候補者として適切なものと評価される。

5 選定委員会における評価結果（500点満点 審査員5名）

審査（評価）基準	配点	候補者
I 事業所の管理運営を適切に行うことができるものであること	50	37
II 常盤公園の適切な管理運営及び活性化を期待できるものであること	150	113
III 障害者の就労支援や障害者雇用の理解と体制が十分であること	150	117
IV 事業所の管理運営を安定して行う能力を有するものであること	100	79
V その他事業所の設置目的を達成するために必要な事項	50	34
合計点	500	380

## 議案第124号

### 宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

#### 1 施設の名称及び位置

##### 宇部市営住宅

名 称	位 置
丸尾住宅	宇部市大字東岐波字丸尾4291番地5
西岐波住宅	宇部市大字西岐波字飛石3883番地
	宇部市大字西岐波字萩原3916番地
亀浦住宅	宇部市亀浦一丁目6番
則貞住宅	宇部市則貞一丁目4番
	宇部市則貞一丁目5番
	宇部市則貞一丁目6番
八王子住宅	宇部市岬町三丁目9番
岬住宅	宇部市明神町二丁目1番
東部住宅	宇部市昭和町四丁目11番
第二平和荘	宇部市昭和町一丁目3番
第三平和荘	宇部市明治町二丁目8番

名 称	位 置
第六平和荘 第七平和荘	宇部市明治町二丁目9番
見初住宅	宇部市松山町二丁目6番
	宇部市松山町二丁目7番
上宇部住宅	宇部市寺の前町8番
開住宅	宇部市開一丁目18番
風呂ヶ迫住宅	宇部市風呂ヶ迫町1番
	宇部市風呂ヶ迫町3番
	宇部市風呂ヶ迫町8番
京納住宅	宇部市中村三丁目12番
猿田住宅	宇部市開六丁目23番
	宇部市常盤台二丁目1番
	宇部市常盤台二丁目2番
	宇部市常盤台二丁目4番
旦の辻住宅	宇部市常盤台一丁目1番
東新川住宅	宇部市東新川町3番
港町住宅	宇部市港町二丁目1番
石原住宅	宇部市東梶返二丁目7番
	宇部市東梶返二丁目8番
	宇部市東梶返二丁目9番
東山住宅	宇部市上野中町6番
	宇部市上野中町7番
	宇部市上野中町12番
海南住宅	宇部市海南町14番
	宇部市海南町15番

名 称	位 置
小羽山住宅	宇部市北小羽山町二丁目 2 番
	宇部市北小羽山町二丁目 3 番
	宇部市北小羽山町二丁目 4 番
	宇部市北小羽山町二丁目 5 番
	宇部市北小羽山町二丁目 6 番
東小羽山住宅	宇部市東小羽山町五丁目 2 番
鵜の島住宅	宇部市鵜の島町 5 番
	宇部市鵜の島町 8 番
鍋倉住宅	宇部市鍋倉町 4 番
第四平和荘 第五平和荘	宇部市東平原二丁目 1 0 番
西ヶ丘住宅	宇部市西宇部北六丁目 2 番
新栄住宅	宇部市大字船木字猿喰 4 5 5 1 番地

宇部市営改良住宅

名 称	位 置
鵜の島改良住宅	宇部市鵜の島町 8 番
指月改良住宅	宇部市大字船木字指月 1 2 6 0 番地

2 指定管理者の候補者

アジア J V

代表者 宇部市鍋倉町 5 番 1 5 - 2 号

アジア宅建株式会社

代表取締役 久 保 逸 記

宇部市中央町一丁目 5 番 1 4 号

株式会社アトミテック

代表取締役 中 西 康 貴

宇部市新町 1 0 番 2 1 号

有限会社ジー・ケーサービス

代表取締役 河 村 静 子

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

## 宇部市営住宅等の指定管理者の候補者の選定結果について

宇部市営住宅等の指定期間の満了に伴い、宇部市営住宅等の指定管理者の候補者を次のとおり選定しましたので、お知らせします。

### 1 施設の名称

- (1) 宇部市営住宅
- (2) 宇部市営改良住宅

### 2 指定管理者の候補者

- (1) 団体名 アジア J V
- (2) 代表団体
  - ア 団体名 アジア宅建株式会社
  - イ 代表者名 代表取締役 久保逸記
  - ウ 主たる事務所の所在地 宇部市鍋倉町5番15-2号
- (3) その他の構成団体
  - ① ア 団体名 株式会社アトミテック
  - イ 代表者名 代表取締役 中西康貴
  - ウ 主たる事務所の所在地 宇部市中央町一丁目5番14号
  - ② ア 団体名 有限会社ジー・ケーサービス
  - イ 代表者名 代表取締役 河村静子
  - ウ 主たる事務所の所在地 宇部市新町10番21号

### 3 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

### 4 選定理由

宇部市営住宅等指定管理候補者の選定に当たり、1団体から応募があり、令和7年10月31日に開催した宇部市営住宅等指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価し、選考しました。

その結果を踏まえ、市では次の理由により上記の団体を候補者に選定しました。

- ・採点合計が、最低基準点である総配点の100分の60以上を満たしている。
- ・審査基準のうち、住民の平等な利用を確保することができる事項として、これまでの実績から入居者の声をよく聞くことでサービスの向上に努めていることが高く評価された。
- ・審査基準のうち、事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものである事項として、これまでの実績や類似施設の運営経験を活かし、共同企業体として着実な事業計画を策定していることが高く評価された。

## 5 評価結果 (500 点満点 審査員 5 名)

評価基準	配点	候補者
I 住民の平等な利用を確保することができるものであること。	75	55
II 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	125	86
III 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること。	100	60
IV 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。	125	86
V その他施設の設置目的を達成するために必要な事項。	75	53
合計点数	500	340

## 議案第 125号

### 中央公園に係る指定管理者の指定の件

下記のとおり中央公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

#### 1 施設の名称及び位置

名 称	位 置
中央公園	宇部市神原町一丁目

#### 2 指定管理者の候補者

宇部市スポーツ協会グループ

代表者 宇部市恩田町四丁目1番4号

公益財団法人宇部市スポーツ協会

理事長 千葉泰久

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役社長 水野明人

#### 3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 宇部市体育施設（宇部地域）及び都市公園の指定管理者の候補者の選定結果について

指定管理者の指定期間の満了に伴い、宇部市体育施設（宇部地域）及び都市公園の指定管理者の候補者を次のとおり選定しましたので、お知らせします。

### 1 施設の名称及び位置

#### (1) 体育施設

名称	位置
西部体育館	宇部市島三丁目九番一六号
武道館	宇部市島三丁目九番三〇号
東岐波体育広場	宇部市大字東岐波字水落一四五〇番二五
東部体育広場	宇部市明神町三丁目二番二
厚南体育広場	宇部市厚南中央五丁目六九六番
黒石体育広場	宇部市大字東須恵字下平迫二〇四四三番
中央公園テニスコート	宇部市神原町一丁目七番四五号
中央公園弓道場	宇部市神原町一丁目六番二四号
中央公園アーチェリー場	宇部市神原町一丁目六番二六号
常盤公園多目的広場	宇部市大字上宇部字土取三一〇番地
常盤公園サッカー場	宇部市大字沖宇部字常盤一番一
サンライフ宇部	宇部市神原町一丁目六番二〇号
パルセンター宇部	宇部市西平原四丁目九番一号

#### (2) 都市公園

名称	位置
中央公園	宇部市神原町一丁目

### 2 指定管理者の候補者

#### (1) 団体名 宇部市スポーツ協会グループ

#### (2) 代表団体

①団体名 公益財団法人宇部市スポーツ協会

②代表者名 理事長 千葉 泰久

③主たる事務所の所在地 宇部市恩田町四丁目1番4号 恩田運動公園野球場

#### (3) 構成団体

①団体名 美津濃株式会社

②代表者名 代表取締役社長 水野 明人

③主たる事務所の所在地 大阪市中央区北浜四丁目1番23号

### 3 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

#### 4 選定理由

宇部市体育施設（宇部地域）及び都市公園の指定管理者の候補者の選定に当たり1団体からの応募があり、令和7年11月12日に開催した宇部市体育施設（宇部地域）及び都市公園指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づき総合的に評価し、選考しました。その結果を踏まえ、市では、次の理由により上記団体を候補者に決定しました。

当該団体は、施設の設置目的を十分理解し、公益財団法人宇部市スポーツ協会の業務実績や組織の特性を活かした地域、関係機関等との連携による取組みが評価でき、生涯スポーツ及び競技スポーツの振興に繋がる運営計画や魅力ある自主事業等の事業計画が策定されている。加えて、共同事業体として美津濃株式会社が参画することにより、スポーツの専門知識や施設管理・運営のノウハウが合わさり、施設の運営能力と適格性は高く評価される。

また、経費においても、適正に確保され、施設の管理運営体制の安定的な維持・継続が可能なものであると考えられ、全体的な評価として、宇部市体育施設及び都市公園の維持・運営・管理における指定管理者として適切なものと評価される。

#### 5 評価結果（500点満点 委員5名）

評価基準		審査項目	配点	候補者
I	住民の平等な利用を確保することができるものであること	1 施設の基本的な運営方針 2 施設の平等な利用の確保 3 個人情報の保護措置	60	44.4
II	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること	1 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 2 利用者のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 3 施設の維持管理の内容及び実現可能性	135	101.4
III	事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の削減を図るものであること	1 施設の管理運営に係る経費の内容	110	76
IV	事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	1 収支計画の内容及び実現可能性 2 安定した運営が可能となる人的能力 3 安定した運営が可能となる物的能力 4 類似施設の運営実績	135	93
V	その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	1 地元への貢献 2 環境への配慮 3 その他	60	42.4
合計点数			500	357.2